

日本労働年鑑 第26集 1954年版
The Labour Year Book of Japan 1954

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農民運動の諸形態

第四節 税金闘争その他の農民闘争

本年度の税金闘争を見ると、地方税ことに固定資産税に関する闘争が最も多く、供出代金差押え反対、滞納整理反対などがこれにつき、所得税に関するものは、しだいに少くなっている。これは、シャウプ税制改革以来、所得税が減額され、その反面地方税が増額されたからであって、その他の公課負担もかなり農家の重圧となっているところから生じているのであろう。しかし、農林省の調査でも明らかにされている通り、租税公課の負担率は下層農家ほど重く、上層農家ほど軽くなっており、この階級的な課税を反映してか、本年度は税闘争の重点が貧農下層農家に移りつつある傾向が看取される。

しかしこれらの税闘争の規模は、一町村単位の小規模のものが多くなっている。これも税制改革により、農民の反抗が分散させられたことと関連のあることと思われる。

主要な税闘争としては次のごときものがある。

(一)固定資産税関係のもの

島根県秋鹿村、栃木県南犬飼村、兵庫県豊岡、京都府保津村、愛知県大高町等

(二)所得税関係のもの

京都府亀岡、保津村、静岡県須津村、茨城県鉾田、磯浜等

(三)滞納税金棒引き闘争

広島県田総村

(四)供出代金差押え反対闘争

秋田県清水村

なお三月一九日の四農民団体主催全国農民大会において、農民課税に関する決議がなされているが、その内容は、団体交渉権を認めよ、地方税に累進税率を適用せよ、農協組の固定資産税は廃止せよなど、数項を含んでいる。

次にその全文をかかげる。

(農民課税の適正化に関する件)

1 所得税

イ 基礎控除及び扶養控除を大巾に引上げること。

ロ 農民に対する勤労控除一五%及び同専従者控除を立法化すること。

ハ 標準率の作成に当っては、農民代表を参加させるとともに団体交渉をみとめること。
ニ 最高税率及びその適用金額をさらに引上げるとともに、低額所得に対する税率を引下げること。

2 市町村税

イ 市町村民税の課税標準には課税所得額を採用して税率は累進制にすること。

ロ 市町村民税の農業専従者の均等割を廃止すること。

ハ 農業用土地家屋及び農業生産資材に対する固定資産税については大巾な免税を設けること。

ニ 農協組の所有する固定資産に対しては固定資産税を課さないこと。

町村役場、農協、共済組合等の民主化闘争も各地でたたかわれた。農協民主化闘争では山梨県中牧、福島県飯豊、茨城県石崎村、銚田町等で、共済制度民主化については茨城県鹿島郡で本格的にとりあげられた。ここでは、たとえば同郡中野村におけるように、共済組合が県に支払った金額(一〇〇万円)に対し県から組合に支払った共済金額(五十万円)との差額だけ、農民が共済制度によって逆に収奪されているとして、県当局、共済役員不正糾弾がなされたのである。新潟県亀田の耕地整理組合幹部の不正糾弾や、北海道旭川におこった土工組合ボスの追及なども、この民主化闘争として数えられるであろう。

岡山や青森におけるダム建設反対の運動も、村のボス、官僚に対する直接の衝突をひき起し、青森のばあいは武装警官の出動まで見ていることは注目される。皮革工場やパルプ工場の有毒廃液の耕地流入を阻止した闘争(甲府市千塚、南湖村)や、上水道拡張工事に対する反対運動なども、これらと類似の農民運動の形態である。

つぎに赤石村のダム反対闘争の経過を見よう。

青森県赤石村のダム反対闘争

青森県西津軽郡赤石村では、東北電力が西津軽郡を流れる赤石川、奥良瀬川、笹内川にダムをつくり二万三〇〇〇キロワットの発電所を建設する計画に反対運動をはじめた。理由はダム設置により河川流域が変更になり、約五百町歩の耕作は不可能になり、またサケ、マス、アユの六漁場、二孵化場が壊滅し、三、〇〇〇名の農家の生活がおびやかされるというのである。地元農民は赤石川対策委員会を設置し、県、政府関係方面に陳情を開始した。全農第二回中央委員会(一九五二・一一・二八)もこれをとりあげ、ダム設置反対の態度を決定した。二八年一月に入ると地元民の反対は熾烈となり、武装警官との衝突さえさけられぬ事態にまで発展した。一月五日赤石村村民大会では五〇〇名余の農民が出席して次の決議がなされた。

(決議)

県西電源開発に伴う赤石川流域変更は、赤石川流域に耕作する水田五百余町歩の灌漑水に致命的打撃をあたえ、農民の生活に重大な脅威を招くものであるを以て、赤石川流域変更反対の闘争を今後共全村をあげて、あらゆる手段を以て身命を賭して闘い、従前通りの水量は絶対死守する。

「農民組合新聞」(第七七号)はその後の事態をつぎのように報じている。

村民の決議にも拘らず、一月二三日村議会は県西ダムに条件つき賛成を議決し、ついで二七日県知事や関係官庁に協力を求め着工条件の陳情を行うため東平村長、村会議長議員十数名が県当局にむけ出発することとなったため、村民代表約三〇名が「全村民の意志を無視した条件附賛成をしながら、着工条件の陳情とは何事だと憤激、抗議を申込み村当局の再考をうながしたが、村会議長が公務執行妨害排除の理由で武装警官の出動を要請、村民代表は退去を命ぜられ、一時は陰悪な空気を見せた。

農村プロレタリアや農業労働者の闘争も注意されねばならぬ。山形県栄村、新潟県横越村のように、年雇(農業労働者)が組合をつくり、賃金や税金の問題について、雇人、役場と闘争している。もちろんこれは、ごくまれに見られる例で一般的なものとはいえないが、もっとも封建的な性格の濃い雇人の中から、民主的結合と闘争の起ってきたのは特記さるべきであろう。その一つ山形県のばあいを次に見よう。

農業労働者の賃上げ闘争

山形東田川郡栄村の農家雇人(この地方で通称若勢という)一二〇人は、今年より新たに村民税の課税対象とされたことに反対し、「農家雇人同盟」を組織して村民税課税反対の運動をはじめた。「農民新聞」(五二・三・一)によれば、同盟結成の直接の動機は、村財政の大半をまかなっていた平衡交付金が打ちきられたために、雇人にも村民税をかけることを村会で決議したことにある。雇人の年給は約四万円で課税対象にすることに問題があり、同盟は、(一)村民税課税反対、(二)給金を五万円にせよ、(三)人並みの待遇をせよ、のスローガンをきめ、村会、農委、雇主にこの要求を提出した。これに対して、農委側は給金三万五、〇〇〇円とし税金は雇主で負担すると回答したが、同盟はあくまで反対、ついに課税免除と正月休暇を認めさせた。

農家次三男の、土地と仕事をよこせという要求と闘争が起りつつあることはすでにのべたが、農村の道路工事その他公共事業に働く次三男の土工たちが、賃金等労働条件の改善を要求し、また農家が無償賦役に反対し(島根県加茂町)たりして、農民運動の一翼をなしていることも指摘せねばならぬ。日雇の賃金闘争の一例としてつぎのようなものがある。

農村日雇の賃金闘争

長野県洗馬村実地林道工事は、昨年末、栄組の請負で工事を開始したが、零細農家の次三男が多く働いており、その賃金は弁当持ち日当二百円でそれも完全支払せず、労働時間は七時から五時までという劣悪な条件であった。さらに大雪で炭焼きもできぬところから零細農は窮乏の極に達し、日雇は結束して「未払賃金即時支給」、「失業保険をかけろ」の要求を栄組につきつけた。また「洗馬民報」は工事にかからむ不正を報道し、村長には別に「不正工事をする土建業者に指名するな」と要求、この闘争の結果、未払賃金は完全に支給され、雇人側の勝利に終わった。

これらの農村労働者の闘争は、たとえその規模は小さく、その件数はすくないことは事実としても、貧農の「米よこせ」運動、次三男の「土地と仕事を」の要求とともに、現在の農民運動における貧農プロレタリア層の基本的要求にもとづくものとして、またそこに労農提携の大きな場面が見出されるという意味で重視されるべきであろう。

この外、各地の農民運動の事例をひろって見ると、電気料減額、電圧低下反対、生糸検査制度改善要求、営農資金獲得要求にもとづくものなど、その要求と闘争形態はじつに多様であり複雑である。

最後に農村の平和運動について記述しよう。

兵庫県美和村、長野県更科郡、東筑郡、青木村、静岡県三島、茨城県延方、汐来等各地におこなわれた農村青年の平和討論会や講演会、長野県玉川村の平和問題世論調査、福島県飯豊、島根県富山村の平和署名運動などが行われたが、もちろん都市における平和運動にくらべると、なお全般的に活潑でないといえよう。平和問題は主として農村婦人、青年の運動としておこなわれているが、その組織としては、日農青年部(栃木県南犬飼村、佐賀県鳥栖町等)、各地の青年団、茨城県常東民主青年同盟等の組織があげられる。これらの組織は、平和署名、反戦映画の上映、社会科学研究会、読書会の開催などによって、農村青年の平和運動の中心となっている。

日本労働年鑑 第26集 1954年版

発行 1953年11月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

****年**月**日公開開始

